

24障福第2297号
平成25年3月6日

就労継続支援B型事業所施設長様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

工賃向上計画(事業所版)の見直しについて(依頼)

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力を
たまり厚く御礼申し上げます。

さて、今年度作成していただきました工賃向上計画(事業所版)(以下、「工賃
向上計画」という。)の取り扱いについて、下記のとおり工賃向上計画の見直
し及び必要に応じ提出をお願い致します。

記

1 工賃向上計画の見直し

(1) 既提出済事業所

各事業所において、今年度の取組実績や達成状況を点検・評価していただ
き、目標値の再設定、課題の追加・修正、改善計画の見直しなど必要に応じ
工賃向上計画の見直しを図ってください。

その結果、既に提出された工賃向上計画の記載内容に変更が生じた場合は、
愛知県へ提出してください。

(2) 未提出事業所

平成24年度中に新規指定を受けた事業所を含め、未提出の事業所におい
ては、作成のうえ、提出をお願いします。

なお、工賃向上計画の様式は、愛知県障害福祉課ホームページからダウン
ロードしてください。

2 加算との関係

工賃向上計画の作成および計画に基づく業務・作業内容の見直し等の取組
を実施することは、「目標工賃達成加算() ()」及び「目標工賃達成指導員配
置加算」(以下、「目標工賃関係加算」という。)の要件の一つです。

目標工賃関係加算を申請される事業所においては、必ず工賃向上計画を作成
し、計画に基づいた取組を実施してください。

なお、「目標工賃達成加算() ()」を申請される事業所においては、申請書類別紙30における「目標工賃額」と工賃向上計画の各年度の目標額との整合性に注意してください。作成時期の違い等により目標額に相違がある場合は、今回の見直しに合わせ、工賃向上計画の目標工賃額を修正してください。

3 提出期限

既に提出された工賃向上計画に変更が生じる場合、および新規で工賃向上計画を作成した場合の提出期限については、平成25年度における「目標工賃関係加算」の申請の有無により、以下のとおりとします。

(1) 加算の申請あり

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限と同日

(2) 加算の申請なし

平成25年5月24日(金)

4 提出先

愛知県 健康福祉部 障害福祉課 事業所・地域生活支援グループ

5 提出方法

別添「工賃向上計画(事業所版)(変更)届書」を添付し、郵送にて提出してください。

6 その他

(1) 平成24年度の工賃実績については、別途調査をさせていただきます。

(2) 今回の見直しに係る工賃向上計画の提出の有無に関わらず、「工賃関係加算」を申請する事業所については、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に工賃向上計画の写しを添付してください。(別添「参考資料」を参照ください)

担 当 障害福祉課
事業所・地域生活支援グループ
電 話 052-954-6317(ダイヤルイン)
F A X 053-954-6920

工賃向上計画（事業所版）（変更）届書

平成25年 月 日

愛知県知事 殿

所在地

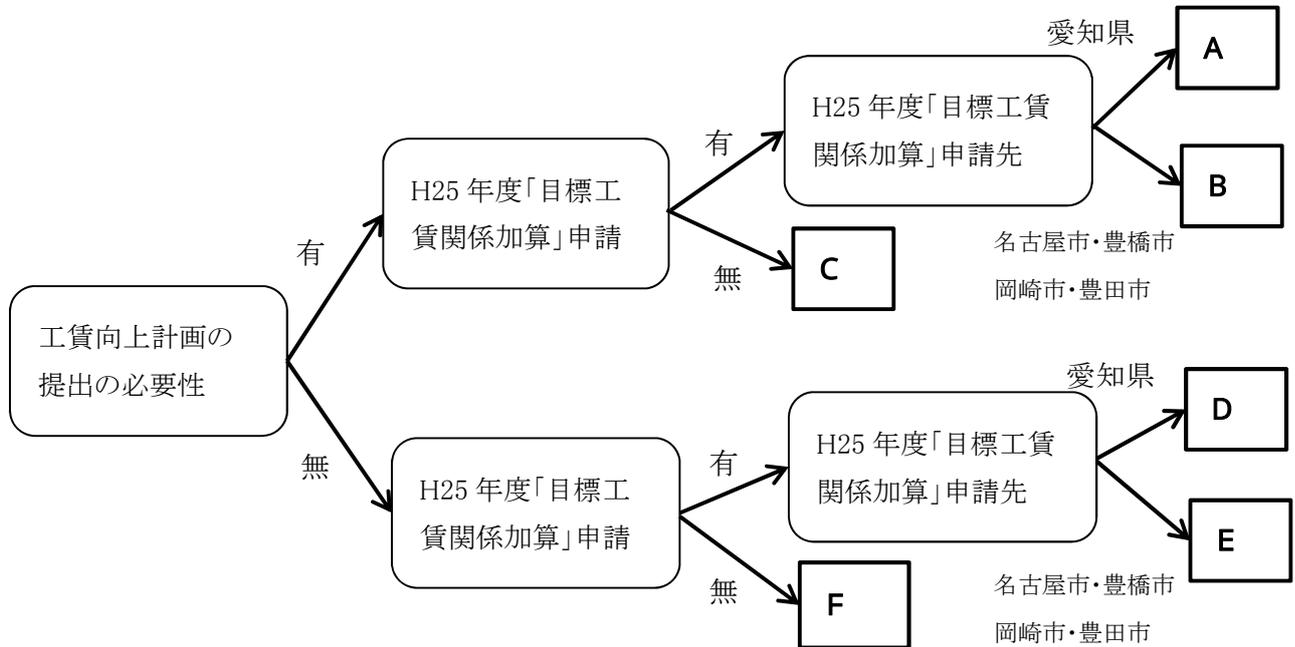
事業者名

代表者

印

別添のとおり、工賃向上計画（事業所版）を（作成・変更）しましたので、報告します。

工賃向上計画（事業所版）の提出期限及び提出先



	提出物	提出先	提出期限	備考
A	工賃向上計画(原本)	愛知県	平成 25 年 4 月 15 日(月)	-
	工賃向上計画(写)			「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
B	工賃向上計画(原本)	愛知県	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の期限と同日	-
	工賃向上計画(写)	名古屋市 中核市		「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
C	工賃向上計画(原本)	愛知県	平成 25 年 5 月 24 日(金)	-
	工賃向上計画(写)	提出不要	-	-
D	工賃向上計画(原本)	提出不要	-	-
	工賃向上計画(写)	愛知県	平成 25 年 4 月 15 日(月)	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
E	工賃向上計画(原本)	提出不要	-	-
	工賃向上計画(写)	名古屋市 中核市	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の期限と同日	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
F	工賃向上計画(原本)	提出不要	-	-
	工賃向上計画(写)	提出不要	-	-

中核市：豊橋市、岡崎市、豊田市